



福知山線事故調査に関する検証チーム提言

平成17年4月25日に発生した、いわゆる「福知山線列車脱線事故」調査に際し、事故調査委員がJR西日本の社長などの求めに応じて事故調査情報を漏えいしていた問題などに対し、運輸安全委員会が設置した第三者の識者や被害者からなる検証チームにより、事故調査報告書の信憑性と今後の事故調査システムのあり方が検証され、平成23年4月15日に発表されました。

1. JR西日本福知山線事故調査に関わる不祥事問題の検証

事故調査情報の漏洩実態とそれが事故調査報告書に及ぼした影響について、不祥事に関わった事故調査委員からのヒアリングその他の資料によって検証がなされています。

情報の漏えいは、JR西の山崎社長及び役員が事故調査委員会の山口委員・宮本委員・佐藤委員および土屋審議室長と都内の料理屋での接触や電話連絡などで頻繁に行われ、これらの行為は「事故調の公平性や信憑性を損なう重大な問題」と指摘されています。

JR西としては、「ATS-P（自動列車停止装置）を優先的に設置すべきであった」とする事故調査報告書記述を変更させることを期待したと証言していますが、検証委員会では「(JR西が)情報を事前に入手することで、マスコミや被害者・遺族、事故調への対応を円滑に進めたいとする、会社幹部の企業防衛意識」が、このような不正行為を行わせたベースであると述べています。

2. JR西日本による資料の未提出問題と調査報告書への影響

JR西から事故調に対し、「ATS-Pの早期整備」に関する資料および「運転事故」に関する資料が提出されていなかったことが明らかになっています。

これに関して検証委員会は、いずれの資料も事故調が他のソースから入手できたものであり、未提出であったことは事故調査報告書の記述への影響はなかったと結論付けています。

3. 事故の再発防止に資する事故調査システムのあり方

次に、検証チームは事故調査機関はどうあるべきかについて検証を行い、現在の運輸安全委員会による調査の問題点として以下のものを上げています。

- ・ 事故調査報告書の分かりにくさ
- ・ 調査、分析の方法が不明瞭
- ・ 原因の捉え方が限定的
- ・ 責任追及との関係で暗黙の縛りが感じられる
- ・ 行政への暗黙の配慮が感じられる

(次頁に続く)



これらの問題点に対し、検証チームは ICAO 安全管理マニュアルの考え方に沿った検討を行い、今後の運輸安全委員会のあり方を提言しています。

事故調査の目的は「事故原因の構造的な究明」と「再発防止策の提示」にあるとして、ジェームズブリーズンが提唱した組織事故の考え方に沿って、現場担当者のエラーの有無に偏らず事故の背景要因の抽出が重要だとし、エラーを事故に結び付けないための「防護壁」、エラーの背景にある「環境」そして組織の意思決定までさかのぼった組織事故の考え方と組織の安全文化の重要性を提示しました。

さらに、事故が発生したとしても被害を最小限に食い止めるための措置、つまり「サバイバルファクター」の観点の重要性も指摘しています。

検証チームは「事故調査と刑事捜査の関係」についても、以下の3点を指摘しました。

- ・ 事故調査と刑事捜査の目的の違いを確認し、両者の目的達成のために調整を図る
- ・ 警察からの嘱託鑑定依頼に対しては、「事実情報」に限って回答する
- ・ 個人に限って適用されている過失責任に対し、法人責任のあり方が検討されるべき

4. 事故調査システムの改革に関する提言

最後に、検証チームは「事故調査システムの改革に関する提言」として、以下の11項目の提案を行いました。

① 事故調査の透明性の確保

⇒調査の過程で、国民・被害者・原因関係者などに、必要な情報の提示を行う

② 被害者への情報提供の充実

⇒被害者の疑問にこたえ得る、分かりやすい報告書とする

③ 被害者対応の充実

⇒被害者の意見を十分に聞ける体制とする

④ 事故調査関係資料の公開の推進

⇒口述や個人情報等を除く公開可能な調査情報について、情報公開を促進する

⑤ 組織問題に踏み込む等、事故調査の充実

⇒事故の背景要因や組織文化に踏み込み、同様のリスクがある事項も調査対象とする

⑥ 事故調査と刑事捜査との関係

⇒現行の鑑定嘱託のあり方を見直し、原因調査が独立して支障なく行えるよう改善する

⑦ 事故調査の範囲と組織のあり方

⇒調査対象を消費者事故まで拡大することや、国交省から切り離すことは行わない

⑧ 委員人事のあり方

⇒関係業界出身者を排除すべきではなく、また組織事故などの見識も考慮すべき

⑨ 委員の守秘義務違反に対する罰則

⇒罰則の設定は事故調査や情報公開の促進に悪影響を与える恐れがあり、導入すべきでない

⑩ 予算。人員の確保と研修等の充実

⇒調査能力向上のために、十分な予算の配分と調査官の研修の充実が必要

⑪ 委員会の業務改善体制

⇒業務改善のために、外部の有識者を入れた会合を設けて見直しを進めるべき

(以上)